

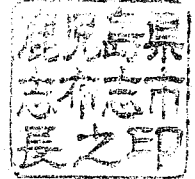
志布志市告示第21号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月22日

志布志市長 下平晴行



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

番号	地区名	大字	森林面積	森林所有者 件数	筆数	備考
1	松山町泰野	泰野	0.13ha	2件	2	整理番号 集R3002及び 集R3003

2 縦覧場所

- (1) 志布志市ホームページ
- (2) 志布志市耕地林務水産課

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が志布志市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。